

1 航空機の安全な運航の確保

予防的安全対策の推進

事故やトラブルの発生を防止するため、事故、インシデントや機材不具合等の航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議を設置し、機材不具合、ヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行っている。この分析結果等も含めた航空輸送の安全にかかわる情報を取りまとめ、広く公表を行ったほか、ヒューマンエラー防止のため、航空従事者等の教育訓練方式の在り方について検討を行っている。

航空運送事業者等に対する監督体制の強化

航空会社に対する専門的・体系的な安全監査を実施するとともに、中小航空会社に対する監査担当部門を国土交通省に新設することにより、航空会社に対する監視・監督体制の強化・充実を図った。

また、「運輸安全マネジメント制度」を充実させ、国が平成18年10月から20年3月末までにのべ19社に対して評価を実施した。

滑走路誤進入のトラブルに関する対策

滑走路誤進入事案の再発を防止するため、国土交通省航空局と運航関係者からなる「滑走路誤進入防止対策検討会議」を設置し、同会議において、管制指示に対するパイロットの復唱のルール化等管制官とパイロットのコミュニケーションの齟齬の防止や、管制官・パイロットへの視覚的な支援等のソフト・ハード両面にわたる対策を取りまとめた。

2 航空機の安全性の確保

航空機、装備品等の安全を確保するための技術基準等の整備

ICAOに定める標準の制定状況、航空機技術の進展等に対応し、航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を強化するとともに、国産航空機の開発計画の始動にあわせて、我が国独自の技術基準を定める組織として、航空機技術基準企画室を平成20年度から設置することとした。